



## 【社長から～心にとめておきたい言葉】

仕事を楽しみなら人生は極楽。  
仕事は義務なら人生は地獄。

### 【まごころ通信】by小峰裕子

#### 第7話 四十にして惑わず、五十にして…

「吾、十五にして学に志す。三十にして立つ。四十にして惑わず。五十にして天命を知る。」ご存じのように論語の一節に出てくる言葉です。二千五百五十年も前に生きた孔子の言葉ですが、今もたくさんの方に気づかされます。偉い人です。

三十歳にして立つとは、而立(じりつ)とも言いますが立ち位置を確立することです。四十歳になると「不惑」と言い、悟りが開け、人生に疑いがなくなることを意味します。あれこれ迷うな、ということですね。たった一度しかない人生です。迷わずにさっそうと生きていくには、やはり二十代からの積み重ねは大切なようです。

好きで選んで力を注いできた道との自負がありながら、自分が満足できてこれからも続けられる場所が得られなかった四十歳は迷います。人生の行く先に希望が見出せないないでしょう。趣味や家庭など他に自己実現できる場がある人は、それで構わないのです。人の幸せは、職業や地位や世間でいうところの成功不成功ではありません。ここで伝えたいのは、四十歳の自分がこれから自信を持って進む道があるのか、ということです。

では三十代はどうでしょう。三十代は成熟した四十代のような振る舞いを必要とすることもあれば、若者のような勢いも持ち合わせる柔軟で繊細な年代です。相手次第と言ってもいいくらいです。戸惑い、四十代と二十代を迷いつつも自分を見失うことなく、日々過ごすことが大切なのだと思います。三十歳にして立つ＝自分を確立していないとできません。

二十代の社員さんたちは、人に迷惑をかけなければ好きなことをやって下さい。必要なら私ができることはして助けます。なぜなら社長も私も二十代の時、たくさんの先輩達に助けられたからです。五十歳にして天命を知るとは、人間の力を越えた運命を知ることなのですね。



## ■□■—————5月の記録—————□■□

### 【今月の自己申告ノルマ:達成】

今月は、藤原さんが自己申告した売上ノルマを達しました。

社長より業績給が支給されます。

### 【今月の売上トップ】

売買仲介手数料トップ酒匂さん  
賃貸仲介手数料トップ藤原さん



### 【今月の管理受託物件】

今月はありません。がんばりましょう



### 【酒匂店長より】

仕事をする喜びの一つは、「大洋不動産で良かった」「信頼して幸せ」と思われることです。その

### 【5月の社内研修会】強制参加

5月20日(火)16:00～17:30 社内研修会を開催しました。テーマは「火災保険の基礎知識」、講師は酒匂房信さんでした。



### 【小峰勇治さんが宅建協会総会で監査報告をしました】

5月8日(木)宅建協会無料相談員を執務しました。  
5月21日(水)サンヒルズホテルに於いて宅建協会県本部の総会に出席し、会計監査、業務監査

### 【小峰裕子さんが講師を務めました】

5月8日・15日・22日相続マインズ福岡主催「相続まいん塾」の講師を務めました。テーマは「相続知識 基礎の基礎」法務編・税務編・不動産編でした。

5月14日 WAFP九州の研修に参加しました。テーマは「生命保険信託を活用した相続対策の実務・事例」でした。

5月21日 相続アドバイザー協議会の研修に参加しました。テーマは「家族信託を活用した相続対策」でした。

## 【レッツスタディ】No.15 文責:酒匂房信

### 「放置自転車の処分について」

日頃から管理をする上での悩みの種の一つが「放置自転車」です。日頃から張り紙などの対応をしていますがもう一度適切な対応を考えましょう。



アパートやマンションは個人(法人)の敷地なので、役所や警察の立ち入りは出来ません。つまり自転車置き場はオーナー様や管理不動産の対応次第ということになります。また勝手にアパートの駐輪場に停めてあったとしても、その自転車の所有者としての権利は保護されますので、しっかり手順を踏んで処理していかなければなりません。

まずその自転車が「当該物件の居住者の物か」「外部から持ち込まれた物か」を確認しなければなりません。そのためには注意文の貼付や掲示を一定期間行った後、撤去する旨の文書を継続的に数ヶ月間に渡り掲示していきます。その間、入居者にも同様のお知らせ文を複数回投函していきます。そこまでしてもなお、その掲示がある場所にあえて放置(無断)駐輪されている自転車は、その条件を了承しているという既成事実を作り上げることが重要となります。

撤去後も一定期間保管し、経過を写真や文章等で記録した後に処分すれば、処分後に所有者から文句を言われても十分対処可能だと思われれます。

注意分を貼ってすぐに回収、処分してしまうと後々所有者から器物破損で訴えられる可能性があります。時間をかけて明確に、掲示や貼り紙を張り紙などといった警告を与え、意思表示をした上で行動するくらいの慎重さがなければ、他人の所有財産の処分はできないということを十分に理解し考えておく必要があります。

どんなに処分しても放置自転車がなくなることはありません。しかし放置自転車1台でも相当のスペースが取られます。これが何台もあると入居者の駐輪スペースも追いやられてしまいます。放置自転車は処分まで時間もかかるため、日々物件のパトロールを通じて継続的に、かつ慎重に対応していかなければなりません。



## ■□■——5月の予定——□■□

### 【6月のお誕生日】

6月5日 安達沙耶さん  
(元アルバイト)  
6月29日 守田弘美さん(FP)



### 【特別社内研修】全員強制参加

6月12日(木)

店舗営業は14:00で終了してください。

14:00～ コンプライアンス清掃

16:00～ 社内研修会

テーマ「給与明細の見方と社会保険制度」

講師は当社顧問の江田労務経営事務所所属で社会保険労務士の井上博文氏です。

18:00～ 社長と飲む日

場所は福ビル屋上しばふビアガーデンです。

### 【月次報告会議】任意参加

6月3日(火)7:40～8:00

8:00～8:30は町内清掃を行います。

### 【月次営業会議・異見会】店長以上参加

6月10日(火)18:00～19:00

### 【今月の社員】酒匂 房信

最近、知人からスポーツ自転車を譲ってもらったのをきっかけに、時間を見つけてはペダルをこいでいます。車とは違い、自分の力でどこまでも遠くに行けることに改めて魅力を感じる今日この頃です。時に驚くほどの距離を走ってしまうこともあり、1日に50km以上も夢中に漕ぎ続けるほど。(だいたい温泉か食べ物屋を目的に走りますが。。。)

普段、車のハンドルを握っていてついつい見過ごしてしまう見慣れた風景にも新たな発見があります。そして目的地に到達したときの何とも言えない爽快感。サイクリングを趣味とする人はこんなところに魅力を感じているのかなと共感を覚えます。

この便利な世の中だからこそ健康的で地球にもエコな自転車ライフを是非皆様にお勧めさせていただきます。

